（公示する期間内に申請することを要しない無線局）

第六条の四　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

［一～八　略］

九　法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹放送局（第四号及び第六号に掲げるものを除く。）

［十・十一　略］

（簡易な操作）

第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

［一・二　略］

三　次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1)　船舶局（船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置（通信操作を除く。）に限る。）

［(2)　略］

四　次に掲げる無線局（特定無線局に該当するものを除く。）の無線設備の通信操作

［(1)　略］

(2)　海岸局（船舶自動識別装置に限る。）

(3)　船舶局（船舶自動識別装置に限る。）

［(4)　略］

(5)　船舶地球局（船舶自動識別装置に限る。）

［(6)　略］

［(7)　略］

五　次に掲げる無線局（特定無線局に該当するものを除く。）の無線設備の連絡の設定及び終了（自動装置により行われるものを除く。）に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1)　船舶局（第三号(1)及び前号(3)に該当する無線設備を除く。）

［(2)～(4)　略］

(5)　船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）

(6)　航空機地球局（前号(6)に該当するものを除く。）

［六～八　略］

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

［一～十六　略］

十七　船舶地球局（簡易型船舶自動識別装置のみを設置するものに限る。）

十八～二十六　［略］

（公示する期間内に申請することを要しない無線局）

第六条の四　法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

［一～八　同上］

九　法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹放送局（第四号及び第六号に掲げるものを除く。）

［十・十一　同上］

（簡易な操作）

第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

［一・二　同上］

三　次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1)　船舶局（船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置に限る。）

［(2)　同上］

四　次に掲げる無線局（特定無線局に該当するものを除く。）の無線設備の通信操作

［(1)　同上］

［新設］

［新設］

(2)　［同上］

［新設］

(3)　［同上］

(4)　［同上］

五　次に掲げる無線局（特定無線局に該当するものを除く。）の無線設備の連絡の設定及び終了（自動装置により行われるものを除く。）に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1)　船舶局（第三号(1)に該当する無線設備を除く。）

［(2)～(4)　同上］

(5)　船舶地球局

(6)　航空機地球局（前号(3)に該当するものを除く。）

［六～八　同上］

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

［一～十六　同上］

［新設］

十七～二十五　［同上］